

34 結婚支援と安心・安全な妊娠・出産支援

＜4か年の取組方向＞

- 結婚を希望する人を支援していくため、「婚活協力団体」、「出会い応援団」及び「プラチナ出会い応援団」の登録制度の普及など、企業・団体などと連携しながら出会いの場を創出していく。
- 安心・安全な妊娠・出産の環境をつくるため、「女性の健康なんでも相談」や、県内各地での女性の健康に関する教室等の開催のほか、若い世代の男女に対し、妊娠・出産に関する知識の普及啓発を図るための健康教育プログラムを使用した健康教育を実施していく。
- 不妊に悩む夫婦に対する専門相談や、高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に対する助成などにより、夫婦の精神的、経済的負担の軽減を図っていく。
- 産科医等の確保を図るとともに、周産期母子医療センターの整備や救命救急センターの併設促進、NICU（新生児集中治療管理室）、後方支援病床（GCU（回復治療室））等の周産期医療関連病床の整備など、周産期医療体制の充実を図っていく。

＜具体的な取組・施策と実施計画＞

取組・施策		実施計画（年度）				所管部局
		2017	2018	2019	2020	
結婚支援	企業、団体等と連携した結婚支援の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「婚活協力団体」、「出会い応援団」及び「プラチナ出会い応援団」の登録制度の普及 ・結婚支援ウェブシステムの運用 				健康福祉部
			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 出会いの場を提供するイベント実施数： 2020年度までに年350回 </div>			
意識啓発や健康教育の推進	相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期から更年期に至る女性を対象とした女性の健康なんでも相談・電話相談窓口の運営 				健康福祉部
	健康教室・講演会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・県内各地での女性の健康に関する教室等の開催 				健康福祉部
	安心安全な妊娠・出産のサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の男女に対する妊娠・出産に関する知識の普及啓発を図るための健康教育プログラムを使用した健康教育の実施 				健康福祉部
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 学校等と連携して妊孕力（妊娠する力）に関する健康教育を実施する市町村数：2020年までに全市町村 </div>					
不妊対策の充実	専門相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談・面接相談の実施 ・公開講座の開催 				健康福祉部
	不妊治療への助成	<ul style="list-style-type: none"> ・特定不妊治療（体外受精・顕微授精）の治療費助成 ・市町村が人工授精を受けた夫婦に対して助成金の交付を行った場合の経費補助 				健康福祉部

取組・施策		実施計画（年度）				所管部局
		2017	2018	2019	2020	
周産期医療体制の充実	産科医等の確保	・分娩を取り扱う医師等への手当に対する助成	産婦人科・産科の医師数：2020年度までに2012年度の652人より増加			健康福祉部
	周産期母子医療センターの整備	・周産期母子医療センターと救命救急センターの併設促進（現状：19周産期母子医療センター中16センターが併設） ・地域周産期母子医療センター*のない医療圏での整備の検討 ・総合周産期母子医療センター*、地域周産期母子医療センターの運営助成				健康福祉部
	周産期医療関連病床の整備	・MFICU（母体・胎児集中治療管理室）・NICU（新生児集中治療管理室）、後方支援病床（GCU（回復治療室））の設置促進	周産期死亡率（出産1,000件に対する周産期死亡数）： 2020年までに2010年～2013年の平均値である3.9以下			健康福祉部
	周産期医療施設の連携促進	・周産期医療協議会の開催 ・携帯端末を活用した受入病院検索等周産期医療情報ネットワークの運営				健康福祉部

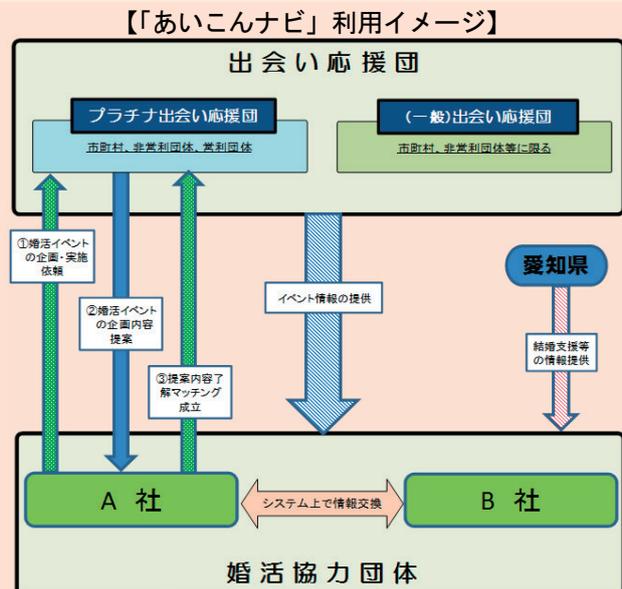
<コラム>結婚を希望する人への支援

少子化の大きな要因として、「未婚化・晩婚化」が指摘されています。

本県の生涯未婚率は年々上昇しており、2015年には、男性で22.3%、女性で11.4%となっています。また、平均初婚年齢も2016年には、夫30.9歳、妻29.0歳となっており、長期的な上昇傾向にあります。

本県の「少子化に関する県民意識調査」（2013年度）によると、結婚に関して、独身者の約9割が「いずれ結婚する意思がある」ものの、「結婚したい相手にめぐり合わないから」などの理由で結婚していない現状があります。時代の変化により、家庭・地域・職場における結婚を支援する役割が低下してきている中で、未婚化・晩婚化の解消には、個人に対する出会いの機会の提供だけでは

なく、企業等を含めた社会全体で結婚を応援する機運の醸成を図ることが重要です。こうした中、本県では、独身従業員の結婚支援に積極的な企業等の団体を「婚活協力団体」、婚活イベント等を企画・開催する団体を「出会い応援団（プラチナ・一般）」として登録する制度を設け、登録後は県が運営する結婚支援ウェブサイト「あいこんナビ」を通じて結婚を希望する人に出会いの場を提供しています。



35 すべての子ども・子育て家庭への支援

(1) 地域における子ども・子育て支援の充実

<4か年の取組方向>

- 市町村における地域子育て支援拠点*の充実促進や利用者支援事業に対する補助、児童の一時預かりの充実など、地域における子ども・子育てを支援していく。
- ひとり親家庭の自立に向け、総合的な相談支援をはじめ、個々の就労状況や家庭環境に応じた就業支援、子育て・生活支援、経済的支援に取り組んでいく。
- 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、多子世帯の保育料や幼稚園の授業料への補助を行うとともに、中学校卒業までの子どもに対する医療費の助成を行う。
- 「子育て応援の日（はぐみんデー：毎月19日）」や、協賛店舗等で優待が受けられる「はぐみんカード」の普及拡大等、社会全体で子ども・子育てを応援する環境を整備していく。
- 子どもの貧困対策として、2016年に行った「愛知子ども調査」等の分析結果を踏まえ、学習支援事業等の施策を展開していく。

<具体的な取組・施策と実施計画>

取組・施策		実施計画（年度）				所管部局
		2017	2018	2019	2020	
地域における子ども・子育ての支援	市町村の取組の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点の充実に向けた働きかけ ・生後4ヵ月までの乳児のいる家庭への訪問活動の支援 ・利用者支援事業に対する補助 ・子育て世代包括支援センター*の設置促進 	利用者支援事業の実施市町村数： 2020年までに44市町村			健康福祉部
	一時預かりの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども・子育て支援事業を活用した、保育所、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センター*等における取組への助成 				健康福祉部
ひとり親家庭の自立支援	相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員による総合的な相談支援の実施 ・養育費相談員や弁護士による相談支援の実施 				健康福祉部
	就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等就業支援センターにおける就業相談、企業開拓、就業支援講習会の開催及び就職情報の提供 ・児童扶養手当受給者に対する自立支援プログラム策定 ・就職に有利な資格取得のための自立支援給付金支給 ・母子・父子家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の実施 				健康福祉部
	子育て・生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭生活支援員の派遣等市町村事業に対する補助 ・県営住宅への優先入居 				健康福祉部 建設部
	経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給 ・愛知県遺児手当の支給 ・母子家庭等への福祉資金貸付 ・18歳以下の児童のいる母子・父子家庭、父母のいない児童に対する医療費支給 				健康福祉部

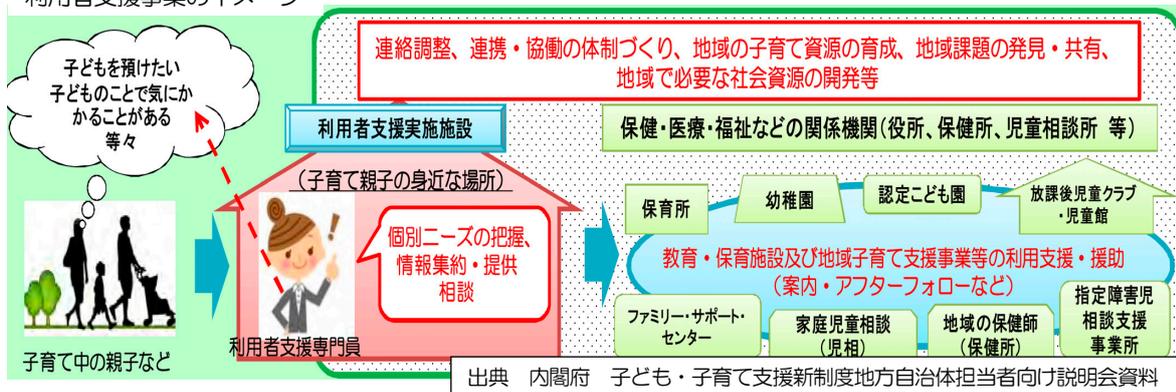
取組・施策		実施計画（年度）				所管部局
		2017	2018	2019	2020	
子育て世帯の 経済的負担の 軽減	多子世帯の経済的 負担の軽減	・第三子以降の3歳未満児 保育料を無料化又は軽減 する市町村に対する経費 補助				健康福祉部
		・私立幼稚園における第三 子以降の満3歳児の授業 料の無料化に対する補助				県民生活部
	医療費の助成	・医療保険制度における自 己負担分の助成 (対象者) 通院：小学校入学前まで 入院：中学校卒業まで				健康福祉部
社会全体で子 ども・子育てを 応援する環境 づくり	子育てを応援する 県民運動の展開	・「子育て応援の日（はぐみ んデー）」の広報啓発 ・あいち子育て支援ポータル サイトの運営 ・「はぐみんカード」の普及 拡大及び協賛店舗の登録 拡大				健康福祉部
子どもの貧困 対策の推進	子どもの貧困に関する 調査と対策の実施	・子どもの貧困対策検討会 議による「愛知子ども調 査」（2016年12月実施） 等の調査結果の分析及び 支援策の検討	・分析結果 を踏まえ た施策の 実施			健康福祉部
		・副知事をトップとした庁 内プロジェクトチームの 設置 ・生活困窮者自立支援制度 における学習支援事業 (町村域4か所)の実施				

【利用者支援事業】

利用者支援事業は、2015年4月に本格施行された「子ども・子育て支援新制度*」における「地域子ども・子育て支援事業」の一つとして位置づけられており、子どもやその保護者等、又は妊娠している方に、身近な場所で、教育・保育・保健その他の地域の子育て支援事業等の情報提供を行い、また、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

県は、市町村の行う利用者支援事業への補助を行うなど、利用者支援事業の推進を図っています。2016年度には24市73箇所で開催されており、2020年までに44市町村が利用者支援事業を行うことを目標に掲げています。

利用者支援事業のイメージ



<コラム>子どもの貧困対策

国民生活基礎調査によると、我が国における17歳以下の子どもの貧困率*（2015年）は13.9%であり、約7人に1人の子どもが貧困の状態にあると考えられます。また、ひとり親世帯の相対的貧困率*（2015年）は50.8%と極めて高い水準にあり、生活困窮世帯に育った子どもが、経済的な理由により希望する教育を受けられず、将来、大人になったときに生活困窮の状態に陥る「貧困の連鎖」の問題も指摘されています。

本県では2016年12月に、実効性のある子どもの貧困対策を検討するため、県内全域において「愛知子ども調査」を実施するとともに、ひとり親家庭の貧困率が高いことから、ひとり親家庭特有の課題を抽出するため、「ひとり親家庭等実態調査」を実施しました。

「愛知子ども調査」によると、本県の子どもの貧困率は5.9%（国民生活基礎調査の貧困線（2012年及び2015年122万円）による子どもの貧困率）であり、国民生活基礎調査の2012年16.3%、2015年13.9%に比べて、かなり低いことが確認できました。しかしながら、本県の17歳以下の子どもは約125万人であり、県内で7万人以上の子どもが、全国の一般的な世帯の半分以下の所得で暮らしていると推定されます。

また、「ひとり親家庭等実態調査」では、本県のひとり親家庭の子どもの貧困率が50%を超えており、ひとり親家庭の子どもたちの深刻な状況が明らかとなりました。

こうした子どもたちが、家庭の経済環境に関わらず、等しく将来の夢と希望を実現する機会が与えられるよう支援していくことが重要です。

本県では、有識者による「子どもの貧困対策検討会議」により、これらの調査の詳細分析等を行うとともに、その結果を踏まえ、庁内に設置した「子どもの貧困対策推進プロジェクトチーム」において、様々な角度から具体的な施策を検討し、子どもの貧困対策を推進していきます。特に、貧困の連鎖を断ち切るためには、教育支援の取組を早期に行うことが重要であり、2017年度から、生活困窮世帯の子どもを対象として、授業の復習・宿題の習慣付けのための学習支援や子どもが安心して通える居場所の提供等を行う「子どもの学習支援事業」を実施しています。

【調査概要と結果】

	愛知子ども調査	ひとり親家庭等実態調査
調査時期	2016年12月	2016年12月
調査対象区域	県内全域	県内全域
調査対象	県内の市町村立学校に通う小学1年生の保護者、小学5年生の子どもと保護者、中学2年生の子どもと保護者から抽出	県内に在住する母子世帯、父子世帯、寡婦世帯から抽出
調査票配付・回収方法	学校を通じて配付・郵送又は学校にて回収	郵送配付・回収
回収率	70.6% (配付数：33,635/回収数：23,757)	23.1% (配付数：6,585/回収数：1,524)
調査結果 本県の子どもの貧困率※	5.9%	52.9%

※国民生活基礎調査の貧困線（2012年及び2015年122万円）による子どもの貧困率

(2) 健やかな育ちの支援

<4か年の取組方向>

- 乳幼児健康診査等を育児相談や親同士の交流といった子育て支援の場として機能させる取組をはじめ、妊娠期から子育て時まで、必要な知識の普及啓発や相談体制の充実を図り、切れ目のない母子保健サービスを提供していく。
- 子どもの基本的な生活習慣づくりを家庭・地域・学校が連携して推進していくとともに、学校給食における県産農林水産物の利用促進や体験学習の拡大など、望ましい食生活の実現に向けた食育の取組を支援していく。
- 小児科医の育成・確保や、「あいち小児保健医療総合センター」における小児3次救急医療の実施、小児救急医療体制の整備を進める市町村への助成など、子どもの健康を守る小児医療の充実を図っていく。

<具体的な取組・施策と実施計画>

取組・施策		実施計画（年度）				所管部局
		2017	2018	2019	2020	
妊婦期からの母子保健サービスの推進	母子保健サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査等の子育て支援の場（育児相談、親同士の交流）としての機能強化など市町村における取組の支援 ・予防接種に関する情報提供の推進 ・あいち小児保健医療総合センターにおける「こども事故予防ハウス」での学習機会の提供など、乳幼児の事故防止等に関する啓発 				健康福祉部 病院事業庁
子どもの健康的な生活習慣づくり	基本的な生活習慣づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・睡眠、食事、手洗い、歯磨き等の習慣づくりのための健康教育や情報提供の推進 				健康福祉部 教育委員会
	親の学習の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者を対象に開催する家庭教育研修会への講師（子育てネットワーク）の派遣 				教育委員会
	食育の推進（再掲 19（3））	<ul style="list-style-type: none"> ・食育劇の上演支援 ・食育推進ボランティアの活動支援 ・小学校における農林漁業体験学習の拡大 ・栄養教諭の配置の拡大 ・学校給食における県産農林水産物の利用促進 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 食育推進ボランティアから食育を学んだ人数：毎年10万人 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 農林漁業体験学習に取り組む小学校：2020年度までに80%以上 </div>		農林水産部 教育委員会
小児医療の充実	小児科医の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・小児の集中治療に習熟した小児科医の確保のための研修事業に対する助成 				健康福祉部
	あいち小児保健医療総合センターの小児3次救急医療体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・小児3次救急医療の実施 				病院事業庁
	小児救急医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・小児救急医療体制を整備している市町村への助成 				健康福祉部

<コラム> あいち小児保健医療総合センターの医療体制の充実

小児の救命救急医療については、超急性期の医療の提供を 24 時間体制で集中して行うことができる「小児救命救急センター」での対応が望まれます。

このため本県では、県内唯一の小児専門病院である「あいち小児保健医療総合センター」(大府市)において、小児専門の集中治療室 (PICU) などを備えた小児3次救急施設としての救急棟を 2016 年 2 月にオープンし、同年 3 月には、東海 3 県初の「小児救命救急センター」の指定を受け、あいち小児保健医療総合センターを中核とする新たな小児救急医療体制を構築しました。県内全域のみならず、東海 3 県、更には中部圏全域から重篤な小児救急患者を受け入れることで、中部地方における小児の救急医療の中核的な役割を担います。

加えて、新生児集中治療室 (NICU) や成長発達支援室 (GCU) を備えた周産期部門を新設し、2016 年 11 月から診療を開始しました。大学病院や総合周産期母子医療センター等との連携のもと、胎児の出生前診断により、出生直後に緊急な対応が迫られるような最重篤の患者の治療を行うなど、質の高い安全な医療を提供していきます。



(3) 待機児童の解消に向けた保育サービス等の充実

<4 か年の取組方向>

- 待機児童の解消に向けて、保育所の整備や低年齢児保育支援の充実を図っていくとともに、保育士の確保・資質向上や処遇改善に向けた取組を実施していく。
- 病児・病後児保育をはじめ、延長保育や休日保育、事業所内保育など、保護者の働き方に対応した多様な保育サービスの充実を図っていく。
- 「小1の壁」の解消等に向け、放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実を図り、子どもが保育所を卒園した後も安心して働き続けられる環境を整備していく。

<具体的な取組・施策と実施計画>

取組・施策		実施計画 (年度)				所管部局
		2017	2018	2019	2020	
保育所待機児童解消に向けた取組の推進	待機児童ゼロに向けた保育所の整備・拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・国の保育所等整備交付金を活用した民間保育所の整備促進 ・特定教育・保育施設(認定こども園*、幼稚園、保育所)への施設型教育・保育給付* ・家庭的保育(保育ママ)*、小規模保育*等への地域型保育給付* 				健康福祉部
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 保育所の待機児童数: 2020 年度までに解消 </div>			

取組・施策		実施計画（年度）				所管部局
		2017	2018	2019	2020	
保育所待機児童解消に向けた取組の推進	低年齢児保育支援の更なる充実	<ul style="list-style-type: none"> 低年齢児の年度途中入所の保育需要に対応するため、配置基準を超えて保育士を配置する市町村に対する補助 1歳児に対する保育士の配置を基準よりも充実する市町村に対する補助 				健康福祉部
	保育士の確保・資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 保育士・保育所支援センターの活用 保育士修学資金貸付事業の実施 保育士就職促進支援 保育士の資質向上及び処遇改善のための研修実施 				健康福祉部
多様な保育サービスの充実	病児・病後児保育の促進	<ul style="list-style-type: none"> 病院・保育所等での病児・病後児・体調不良児の一時的預かり事業への助成 病児・病後児保育の一層の促進を図るための施設整備費・運営費の補助 				健康福祉部
	延長保育・休日保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 延長保育、休日保育を実施する市町村への助成 				健康福祉部
	事業所内保育の促進	<ul style="list-style-type: none"> 事業所内保育への運営助成 事業所内保育施設に係る周知啓発及び設置促進 				健康福祉部 産業労働部
放課後児童対策の充実	放課後児童クラブの充実	<ul style="list-style-type: none"> 運営費の助成 児童クラブ支援員等の研修の開催 待機児童解消に向けた設置の促進 				健康福祉部
	放課後子ども教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> 運営・備品整備の助成 コーディネーター等研修会の開催 指導者等研修会の開催 				教育委員会

36 児童虐待・DVの防止

(1) 児童虐待の防止

<4か年の取組方向>

- 「あいち小児保健医療総合センター」を中心とした県内医療機関の連携体制の構築や、児童虐待についての啓発の実施など、児童虐待の発生予防、早期発見・対応の充実を図っていく。
- 虐待事案への対応として、児童相談センターの体制強化を図るとともに、虐待された児童等のための一時保護施設の運営を行う。
- 保護した児童の家庭的養護を推進するため、里親・ファミリーホーム*への委託や、児童養護施設等の小規模化・地域分散化といった養育環境を整備するとともに、保護者への指導やカウンセリング等を実施し、家族再統合を積極的に支援していく。

<具体的な取組・施策と実施計画>

取組・施策		実施計画（年度）				所管部局
		2017	2018	2019	2020	
発生予防、早期発見・早期対応の充実	市町村の取組の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時や家庭訪問時の活動を通じた家庭情報の早期把握の支援 ・要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)*への指導・助言の実施 				健康福祉部
	児童虐待防止医療ネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点病院である「あいち小児保健医療総合センター」における児童虐待専門医療コーディネーターの配置 ・拠点病院、中核的な病院、地域の医療機関の連携体制の構築 				健康福祉部
	普及啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・オレンジリボンキャンペーン*の展開 				健康福祉部
虐待事案への対応強化	児童相談センターの体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職員の増員や弁護士・法医学専門医師などの配置による体制強化 ・警察や医療機関、教育委員会等との連携強化 				健康福祉部
	一時保護施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・尾張地域での一時保護所の運営 				健康福祉部
要保護児童の家庭的養護の推進及び家族再統合*への支援	里親・ファミリーホームへの委託の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・養育里親及び養子縁組里親研修の実施 	施設入所等児童に占める里親等委託の割合：2019年度までに15.7%			健康福祉部
	児童養護施設等の家庭的養護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等の小規模化・地域分散化の推進 ・児童養護施設の小規模グループケア化のための改築の助成 ・職員研修の実施 	施設入所等児童に占めるグループホーム入所児童の割合：2019年度までに10.1%			健康福祉部
	児童や保護者に対する支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への指導やカウンセリング等の実施 ・「子ども・家庭110番」事業として、子どもと子育てに関する電話相談の実施 				健康福祉部

【児童養護施設等の家庭的養護の推進】

できる限り家庭的な環境の中で、きめ細かなケア（養育）を提供していくため、児童養護施設や乳児院において、本体施設の小規模グループケア化やグループホームの設置を推進しています。右の写真は、小規模グループケア化のための改築を行った児童養護施設です。



小規模グループケア化のための改築を行った児童養護施設

(2) DV（配偶者からの暴力）の防止

＜4か年の取組方向＞

- 女性相談センターの被害者保護支援体制の強化や、市町村におけるDV基本計画の策定等を促進し、相談支援体制の充実を図っていく。
- 若い世代に対し、デートDVを含めた暴力の防止に関する教育・啓発を推進し、DVの発生防止を図っていく。
- 被害者の保護や自立を支援するため、民間支援団体が運営するシェルターの活用など一時保護機能の充実を図るとともに、被害者の心のケアの充実に取り組んでいく。

＜具体的な取組・施策と実施計画＞

取組・施策		実施計画（年度）				所管部局
		2017	2018	2019	2020	
相談支援体制の充実	女性相談センターの被害者保護支援体制の強化	・女性相談センターと児童相談センターの連携による子どもへの適切な対応 ・市町村や警察等の関係機関による連携を図るためのネットワークづくりの促進				健康福祉部
	市町村における取組の強化	・市町村におけるDV基本計画の策定の促進 ・配偶者暴力相談支援センターの設置促進				県民生活部 健康福祉部
若い世代への啓発の推進	暴力の防止に関する啓発	・DV防止の啓発 ・研修会や講習会等への講師派遣 ・デートDVの予防啓発推進				県民生活部 健康福祉部
被害者の保護・自立支援	一時保護機能の充実	・心理職員の面接による心のケアの充実 ・民間支援団体が運営する保護シェルターの活用				健康福祉部
	被害者の自立支援	・女性相談センター、福祉事務所等関係機関との連携による自立に向けた支援				健康福祉部